

令和3年第4回
教育委員会定例会
会議録

令和3年4月22日

学校教育部 教育総務課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年第4回教育委員会定例会	
開 催 日 時	令和3年4月22日（木） 開会時刻午前11時2分 閉会時刻午前11時51分	
開 催 場 所	朝霞市役所 大会議室（奥）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者全員による確認	
その他の必要事項	傍聴者 1人	

令和3年第4回

教育委員会定例会

令和3年4月22日(木)
午前11時02分から
午前11時51分まで
朝霞市役所 大会議室(奥)

- 1 開 会 宣 言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認・訂正
- 4 教育長月間行事の承認
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 案 の 審 議
- 7 そ の 他
- 8 閉 会 宣 言

出席者

教 育 委 員 会 教 育 長	二 見 隆 久
教育委員会教育長職務代理者	平 木 倫 子
教 育 委 員 会 委 員	高 橋 松 久
教 育 委 員 会 委 員	森 島 史 枝
教 育 委 員 会 委 員	上 野 正 道

説明のための出席者

学 校 教 育 部 長	金 子 二 郎
生 涯 学 習 部 長	神 頭 勇
学校教育部次長兼教育総務課長	斎 藤 勉
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	菊 島 隆 一
教 育 管 理 課 長	岩 崎 英 雄
教 育 指 導 課 長	松 本 欣 巳
学 校 給 食 課 長	杉 西 恭 子

文 化 財 課 長	赤 澤 由美子
図 書 館 長	林 優 光
中央公民館主幹兼課長補佐	星 野 要
事務局	
教育総務課長補佐	山 本 雅 裕
教育総務課教育総務係長	古 瀬 聖 将

(会議資料)

◎教育長報告事項

- ①令和3年第1回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- ②令和3年度当初教職員人事異動の概要について
- ③令和3年度朝霞市小中学校の学級編制について
- ④専決処理について（朝霞市学校運営協議会委員の任命について）
- ⑤いじめに関する調査結果について（当日配付）
- ⑥令和2年度第3回朝霞市スポーツ推進委員会議について
- ⑦専決処理について（朝霞市学校給食用物資選定委員会委員の委嘱及び任命について）
- ⑧専決処理について（朝霞市学校給食運営審議会委員の解職及び委嘱について）
- ⑨専決処理について（朝霞市社会教育委員の解職及び委嘱について）
- ⑩専決処理について（朝霞市スポーツ推進審議会委員の解職及び委嘱について）
- ⑪専決処理について（朝霞市公民館運営審議会委員の解職及び委嘱について）
- ⑫専決処理について（朝霞市立図書館協議会委員の解職及び任命について）
- ⑬専決処理について（朝霞市博物館協議会委員の解職及び任命について）
- ⑭市内小・中学校における感染症の発生について（当日配付）

◎提出議案

議案第29号 朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査委員会委員の委嘱及び任命について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会宣言

○二見教育長

ただいまから、令和3年第4回朝霞市教育委員会定例会を開きます。

最初に、ちょっとお時間頂戴いたしまして、ごあいさつ申し上げます。

改めまして、4月3日付けで朝霞市教育委員会教育長を拝命いたしました、二見隆久でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、進めてまいります。

本日は、傍聴希望者がおりますので、傍聴席に案内してございます。

◎2 会議録署名委員の指名

○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日開催の会議における会議録の署名につきましては、上野委員にお願いしたいと存じます。

○上野委員

はい。

◎3 会議録の承認・訂正

○二見教育長

次に、会議録の承認でございます。

令和3年第3回教育委員会定例会の会議録について、追加、訂正等があれば、お申し出いただきたいと思っております。

追加、訂正がなければ、原案のとおり承認してよろしいですか。

（はい、の声）

異議がございませんので、原案のとおり承認することといたします。

次に、本日の議事でございますが、教育長報告事項が14件、提出議案が1件、その他が4件でございます。

なお、教育委員会の会議においては、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができないこととなっております。

本日の教育長の報告の4点目と12点目につきましては、該当する者を除斥した上で報告することといたします。

さて、ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。

教育長報告事項の「5点目 いじめに関する調査結果について」及び「14点目 市内小・中学校における感染症の発生について」につきましては、児童生徒の個人情報保護の観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることを御提案します。

なお、会議を非公開にするのは、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合でございます。

これより、採決いたします。

教育長報告事項5点目及び14点目につきまして、議事を非公開とすることに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、教育長報告事項5点目及び14点目は、議事の最後に非公開で行うことに決しました。

◎4 教育長月間行事の承認

○二見教育長

次に、教育長月間行事の承認に入ります。

令和3年3月の教育長月間行事实績及び令和3年5月の教育長月間行事予定につきましては、配付資料のとおりとなります。

これらの行事につきまして、御異議ございませんか。

(はい、の声)

異議がございませんので、教育長月間行事を資料のとおり承認することといたします。

◎5 教育長の報告 ⑦専決処理について（朝霞市学校給食用物資選定委員会委員の委嘱及び任命について）

○二見教育長

次に、教育長の報告に入ります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応として、事前に配付している教育長報告事項に係る担当からの報告を省略し、すぐに質疑応答に入ることといたします。

それでは、教育長報告事項7点目につきまして、学校教育部長から専決処理の説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・金子学校教育部長

専決処理の状況につきまして、御報告申し上げます。

朝霞市学校給食用物資選定委員会委員の委嘱及び任命を行うことについて、事務処理上、定例会にお諮りする時間的余裕がなかったため、専決処理いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

委嘱及び任命した委員は別紙のとおりとなります。

以上でございます。

◎5 教育長の報告 ⑧専決処理について（朝霞市学校給食運営審議会委員の解職及び委嘱について）

○二見教育長

次に、教育長報告事項8点目につきまして、学校教育部長から専決処理の説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・金子学校教育部長

専決処理の状況につきまして、御報告申し上げます。

朝霞市学校給食運営審議会委員の解職及び委嘱を行うことについて、事務処理上、定例会にお諮りする時間的余裕がなかったため、専決処理いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

内容といたしましては、朝霞市学校給食運営審議会委員のうち、学校教育関係者として委嘱しておりました朝霞第八小学校長が定年退職されたことに伴い、新たに朝霞第五小学校長を委嘱したものでございます。

なお、任期は前任者の残任期間となります。

以上でございます。

◎5 教育長の報告 ⑨専決処理について（朝霞市社会教育委員の解職及び委嘱について）

○二見教育長

次に、教育長報告事項9点目につきまして、生涯学習部長から専決処理の説明をお願いします。

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

専決処理の状況につきまして、御報告申し上げます。

朝霞市社会教育委員の解職及び委嘱を行うことについて、事務処理上、定例会にお諮りする時間的余裕がなかったため、専決処理いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

内容といたしましては、朝霞市社会教育委員のうち、学校教育関係者として委嘱しておりました朝霞第八小学校長が定年退職されたことに伴い、新たに朝霞第六小学校長を委嘱したものでございます。

なお、任期は前任者の残任期間となります。

以上でございます。

◎5 教育長の報告 ⑩専決処理について（朝霞市スポーツ推進審議会委員の解職及び委嘱について）

○二見教育長

次に、教育長報告事項10点目につきまして、生涯学習部長から専決処理の説明をお願いします。

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

専決処理の状況につきまして御報告申し上げます。

朝霞市スポーツ推進審議会委員の解職及び委嘱を行うことについて、事務処理上、定例会にお諮りする時間的余裕がなかったため、専決処理いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

内容といたしましては、朝霞市スポーツ推進審議会委員のうち、学校教育関係者として委嘱しておりました朝霞第三小学校長が定年退職及び朝霞第一中学校長が異動されたことに伴い、新たに朝霞第九小学校長及び朝霞第四中学校長を委嘱したものでございます。

なお、任期は前任者の残任期間となります。

以上でございます。

◎5 教育長の報告 ⑪専決処理について（朝霞市公民館運営審議会委員の解職及び委嘱について）

○二見教育長

次に、教育長報告事項11点目につきまして、生涯学習部長から専決処理の説明をお願いします。

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

専決処理の状況につきまして御報告申し上げます。

朝霞市公民館運営審議会委員の解職及び委嘱を行うことについて、事務処理上、定例会にお諮りする時間的余裕がなかったため、専決処理いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

内容といたしましては、朝霞市公民館運営審議会委員のうち、学校教育関係者として委嘱しておりました朝霞第三小学校長が定年退職されたことに伴い、新たに朝霞第六小学校長を委嘱したものでございます。

なお、任期は前任者の残任期間となります。

以上でございます。

◎5 教育長の報告 ⑬専決処理について（朝霞市博物館協議会委員の解職及び任命について）

○二見教育長

次に、教育長報告事項13点目につきまして、生涯学習部長から専決処理の説明をお願いします。

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

専決処理の状況につきまして御報告申し上げます。

朝霞市博物館協議会委員の解職及び任命を行うことについて、事務処理上、定例会にお諮りする時間的余裕がなかったため、専決処理いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

内容といたしましては、朝霞市博物館協議会委員のうち、学校教育関係者として任命しておりました朝霞第一中学校長が異動されたことに伴い、新たに朝霞第五中学校長を任命したものでございます。

なお、任期は前任者の残任期間となります。

以上でございます。

○二見教育長

各専決事項の説明が終わりました。

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に該当する者がいる教育長報告事項4点目と12点目、非公開とされた5点目と14点目以外の報告事項について、御質問等はありませんか。

平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

教育長報告事項1点目の「令和3年第1回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要に

ついて」の中で、コミュニティ・スクールの状況やGIGAスクールの現状についてなど、答弁の報告がありますが、この2点についてお伺いしたいと思います。

まず、コミュニティ・スクールについてでございますが、令和元年度に四小、一中、そして令和2年度ですか、二小、五小、九小。それに加え、令和3年4月1日に三小、七小、十小、二中が新たに設置となりました。このことにより9校の設置となりましたが、当初、朝霞は設置がかなり苦労があったものの、ここで大きく進んだことと思いますが、残りの一小、六小、八小、三中、四中、五中の6校がまだ未設置となりますが、今後の設置の見通しについては、どのようになっているのか教えていただきたいと思います。

それからもう一点、続けてよろしいですか。GIGAスクールについてでございますが、一人一台のパソコンが実現し、これからというときにはありますが、朝霞市のICT教育推進計画も改訂され、取扱い規定も策定され、着実に進んでいることと思いますが、その運用の一つにパソコンの持ち帰りがございますが、家庭において通信設備がない場合は、モバイルルーターの貸出しをすることとなっていると思いますが、実際に貸出件数や現在の状況については、どのようになっているのか。また、現段階の各小中学校での使用状況や先生方、児童生徒の様子についても、まだ始まったばかりではございますが、現段階で、どのような状況か教えていただければと思います。

以上でございます。

○二見教育長

ただいまの平木教育長職務代理者の質問につきまして、答弁を願います。

教育管理課長。

○説明員・岩崎教育管理課長

今の御質問について、お答えいたします。

現在9校というところなのですけれども、確かにスタート時点では他市に遅れた部分もございましたが、全県で見ても、県全体で今6割ちょっとというところなので、そういう意味では他市にもちょっと追いついて頑張ってきたかなというふうには考えております。残りの6校につきましては、この後、教育長、部長、私、それから学校長とヒアリングを重ねまして、準備ですとか地域、あるいはPTAの方たちとのいろんな協力関係が得られて準備が整ったという段階で、設置の方を考えているところです。

ちなみに実施計画の方では、令和7年度までに全校というところなのですけれども、それを加味しましても順調には進んでいるかなと捉えておりますので、引き続き設置について進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○二見教育長

よろしいでしょうか。

では、教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

それでは、G I G Aスクール構想に関する質問について、お答えさせていただきます。

まず、持ち帰りの際の通信環境についてなのですが、令和2年度末の時点で家庭にインターネットが利用できる環境にあるという回答をした家庭がパーセンテージで言いますと、95.4パーセントという形になっています。ただ、それ以外の4.6パーセントの部分については、学校の方で再三利用環境どうですかという質問をしたのですが、回答が得られないという数も相当数含んでいますので、恐らく潜在的には利用環境がある可能性が高いかなと捉えております。それを受けまして、委員御指摘のようにW i - F iのルーターの方を整備いたしました。市として250台整備をしておりますので、こちらにつきましては、申し出があった場合については貸出しをするという形になります。ただ、その通信をするためのS I Mについては、家庭の使用容量に応じて各家庭で契約していただくということになっております。

利用状況については、現在貸出しのお申し出についてはございません。ですので、また今後増えてくることも想定されますが、その際には速やかに貸出しができるように対応していきたいと考えております。

現在、G I G Aスクール構想に係るタブレット端末の利用状況についてなのですが、学校の校種ごと、小学校、中学校ですとか、あと発達段階によつての違いはあるのですが、例えば中学校の方では早速、生徒一人一人に配られて、美術の鑑賞に利用したりですとか、そういった活用が進んでいるということは報告を受けています。小学校の方につきましては、やはり低学年のお子さんなんかですと、大切に扱うというところから入っていくかなと思いますので、段階を追って今後活用状況が増えていくことをポジティブに捉えております。

以上でございます。

○平木教育長職務代理者

ありがとうございます。

○二見教育長

よろしいでしょうか。

○平木教育長職務代理者

はい。

○二見教育長

ほかに御質問ございませんか。

森島委員。

○森島委員

報告事項3点目、「令和3年度朝霞市小中学校の学級編制について」なのですけれども、この表です、ね、児童数の集計表を見ますと、各小学校の学年ごとの児童とトータルの人数が、児童数が出ているのですが、6年生、5年生、4年生で見えていきますと、2年生、1年生と人数が、児童数が増えていっているのですが、なかなか難しい予測ではあると思うのですけれども、直近2、3年、この2、3年、児童数がどのような感じで見込まれているのかなというのをお聴きしたいなと思います。

○二見教育長

よろしいでしょうか。

教育管理課長。

○説明員・岩崎教育管理課長

すみません。細かい資料を持ち合わせていないので、記憶の範囲内ということになってしまうのですけれども、この後も微増ではあるのですけれども、児童数については増加していく傾向にございますので、そのようにこちらとしても捉えております。以上です。

○森島委員

ありがとうございます。

○二見教育長

よろしいでしょうか。

○森島委員

増加傾向にあるということですね。ありがとうございます。

○二見教育長

その他、御質問ございますか。

質問がありませんので、これで教育長の報告を終わります。

この際、暫時休憩といたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、該当する者の退席を求めます。

(暫時休憩)

◎5 教育長の報告 ④専決処理について（朝霞市学校運営協議会委員の任命について）

○平木教育長職務代理者

休憩前に引き続き、会議を開きます。以後の進行につきましては、教育長職務代理者の平木が行います。

次に、教育長の報告に入ります。

それでは、教育長報告事項4点目につきまして、学校教育部長から専決処理の説明をお願いします。

○説明員・金子学校教育部長

専決処理の状況につきまして、御報告申し上げます。

朝霞市学校運営協議会委員の任命について、事務処理上、定例会にお諮りする時間的余裕がなかったため、専決処理いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

内容といたしましては、朝霞市学校運営協議会規則第7条第2項第4号、第5号の規定により任命しておりました朝霞第三小学校長、朝霞第四小学校長、朝霞第七小学校長、朝霞第一中学校長、朝霞第二中学校長及び朝霞第五中学校長について、令和3年4月1日付けの人事異動に伴い、任命の変更をしたものでございます。

以上でございます。

◎5 教育長の報告 ⑫専決処理について（朝霞市立図書館協議会委員の解職及び任命を行うことについて）

○平木教育長職務代理者

次に、教育長報告事項12点目につきまして、生涯学習部長から専決処理の説明をお願いします。

○説明員・神頭生涯学習部長

専決処理の状況につきまして、御報告申し上げます。

朝霞市立図書館協議会委員の解職及び任命を行うことについて、事務処理上、定例会にお諮りする時間的余裕がなかったため、専決処理いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

内容といたしましては、朝霞市立図書館協議会委員のうち、学校関係者として任命しておりました朝霞第二中学校長が退職されたことに伴い、新たに朝霞第五小校長を任命するものでございます。

なお、任期は前任者の残任期間となります。

以上でございます。

○平木教育長職務代理者

ただいまの報告について、御質問等はありませんか。

御質問がありませんので、教育長報告事項４点目と１２点目を終わります。

この際、暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

◎ 6 教育長の報告 議案第 29 号 朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査委員会委員の委嘱及び任命について

○二見教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

以後の進行につきましては、教育長の二見が行います。

次に、議案の審議に入ります。

「議案第 29 号 朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査委員会委員の委嘱及び任命について」を議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・金子学校教育部長

議案第 29 号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会委員の委嘱及び任命を行うものです。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いします。

質疑がなければ、質疑を終結します。

これより、採決いたします。

「議案第 29 号」を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって「議案第 29 号」は、原案のとおり可決されました。

◎7 その他 少人数学級への対応について

○二見教育長

次に、その他に入ります。

はじめに、「少人数学級への対応について」担当から説明いたします。

学校教育部次長。

○説明員・斎藤学校教育部次長兼教育総務課長

少人数学級、35人学級への対応状況について、御報告させていただきます。

令和3年3月31日に公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正法が成立し、4月1日に施行となりました。

法令によりますと、令和3年度の第2学年から令和7年度の第6学年、小学校全学年実施まで、年度ごとに段階的に35人学級を実施することとなっております。

本市の小学校につきましても、まずは、各学校の校内にあります、現在は他の目的で使用している教室等で転用可能な場所を普通教室に転用し、実現していくこととなります。

現在、各学校で令和7年度までに、35人学級の実現のために必要な教室数を児童数の推計値から算出し、これを転用可能教室数と比較し検討しております。

転用可能教室の転用で、35人学級を実現することが可能で、その転用に改修工事が必要な学校については、個別に学校と調整の上、転用可能教室の整備順を決定し、転用していくこととなります。こちらにつきましては、新年度に入りまして各学校と順次調整を図っているところでございます。

また、あくまで現時点の推計でございますが、令和7年度までの推計で、転用可能教室を転用してもなお、教室不足が予想される学校がございますので、こちらにつきましては、庁内関係部署で実現に向けた様々な方法を検討しているところでございます。

御報告は、以上となります。

○二見教育長

ただいまの件につきまして、御質問等はございますか。

高橋委員。

○高橋委員

教室数に余裕がない学校は、具体的にどの辺になるのですか。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・斎藤学校教育部次長兼教育総務課長

児童数の推計と必要教室数の推計は随時見直し、精査をしているところなのですが、現在確認しているところでは、第六小学校、第九小学校が全学年実施するまでに、教室に不足が予測される学校となります。

また、第三小学校につきましては、転用可能教室数に余裕がない状況となっております。

○高橋委員

ありがとうございました。

○二見教育長

よろしいでしょうか。

他に御質問ございますか。

質問がございませんので、「少人数学級への対応について」を終了します。

◎7 その他 学校給食における事故について

○二見教育長

次に、「学校給食における事故について」担当から説明いたします。

学校給食課長。

○説明員・杉西学校給食課長

学校給食課から、朝霞第五小学校学校給食における事故の途中経過につきまして、御報告させていただきます。

現在、原因究明のための調査等は終了し、報告書の最終調整を行っているところです。原案は教育委員会に提出させていただきたいと考えております。

報告は以上です。

○二見教育長

ただいまの件につきまして、御質問等はございますか。

質問がございませんので、「学校給食における事故について」を終了します。

◎7 その他 新型コロナウイルスへの対応について

○二見教育長

次に、「新型コロナウイルスへの対応について」担当から説明いたします。

学校教育部長。

○説明員・金子学校教育部長

それでは、学校教育部の対応について御説明申し上げます。

去る3月21日に、埼玉県を含む首都圏の一都三県を対象とした緊急事態宣言が解除されて以来、感染症予防の手立てを確実に講じた上で学校における教育活動を継続してまいりました。卒業証書授与式あるいは入学式をはじめとする学校行事も、規模や内容を縮小した上で全校実施いたしました。

しかしながら現在、本県においても感染の再拡大が見られる状況から、今月19日に、国は埼玉県へのまん延防止等重点措置の適用を決定いたしております。これを踏まえ、徹底した感染防止対策を講じながら学校の運営を継続していくために、学校運営の基本方針及びその具体的な対応について、埼玉県教育委員会教育長より通知がございました。

学習活動においては、正しくマスクを着用させ、3密を避け手洗いを徹底するなど、感染予防対策の更なる徹底を図っております。給食指導においても、教職員を含め全員が正面を向くなどして対面にならないよう指導したり、可能な限り会話を控えたりすることとなっております。

児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワークや音楽における合唱や管楽器演奏、家庭における児童生徒同士が近距離で活動する調理実習や体育における近距離で組み合ったり接触したりする運動といった、感染症対策を講じてもおお、感染のリスクが高い学習活動は、実施の可否も含め慎重に判断いたします。

まん延防止等重点措置期間中は、児童生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事等は、なるべく避けることとなっておりますが、修学旅行等の宿泊を伴う行事や郊外での活動は、目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を判断してまいります。

部活動について、五つの中学校、全てで再開しておりますが、健康観察カード等を活用し、活動前の検温や体調を確認するとともに、万が一、新型コロナウイルス感染者が発生したり、熱中症など不測の事態が生じたりした場合には、適切かつ迅速に対応できるようあらかじめ確認することとしております。

児童生徒の心のケア、感染者や濃厚接触者に対する差別や偏見、いじめに関する対応、児童虐待への対応についても、十分に共通理解を深めた上で共通行動を図っております。また、家庭に対しても、基本的な感染防止対策を徹底し、不要不急の外出を避けるなど、保護者等に協力を依頼する一方、保護者から感染が不安で休ませたいとの相談があれば、合理的な理由があると学校長が判断する場合には、欠席とせず出席停止となるなど柔軟に取り扱っております。

以上でございます。

○二見教育長

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

続きまして、生涯学習部における対応につきまして御説明申し上げます。

生涯学習施設では、3月19日までの緊急事態宣言中におきまして、この期間は夜間開所しております施設の利用時間ですけれども、午後8時までの短時間開所としておりました。現在、再び感染拡大している現時点におきましては、開所時間の制限は行っていない状況でございます。

いずれの施設におきましても、入口に手指消毒液を配置しまして、またマスク着用をお願いしております。このほか、室内換気に御協力いただいております。

また、公民館の利用に際し、各部屋、定員数の半数以下や、近距離での会話や高唱を伴う活動を控えていただくことなどをお願いするなど、各施設に応じた対策を講じているところでございます。

今後におきましても、引き続き感染防止策に努めてまいります。

以上です。

○二見教育長

ただいまの件につきまして、御質問等はございますか。

上野委員。

○上野委員

今、再拡大の方向に来ていて、今、蔓延防止ですか。今後、大阪ですとか東京都が緊急事態宣言を要請するような、埼玉県もそのような話があり、状況によるとは思うのですが、このような時というのは、公共施設というのは何か考えていますか。学校ですとか。

○二見教育長

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

現時点におきまして、生涯学習部単独で何か対策ということは、現時点では考えておりません。

しかしながら、全庁的に関係する部分がございますので、今後新型コロナウイルス感染症に関する対策本部、庁舎内で行われるものがございますので、こちらで全体的な方向性が示された場合に関しましては、そちらの基準に沿いまして対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○二見教育長

学校教育部長。

○説明員・金子学校教育部長

公共施設という観点も含めて、学校の対応について御説明申し上げます。

公共施設という意味では、放課後児童クラブ等がございますので、関係課と対応を協議した上で、今後の学校の在り方について進めていただく形となると思いますが、現時点では一斉休校はしないという前提で準備しております。

当然、学年閉鎖、学級閉鎖等も予想される中でございますので、オンライン授業についての対応については、先ほど教育指導課長から説明がありましたとおり、各学校で可能な条件整理について進めているところですが、施設等につきましては、現時点ではこれまでの対応を継続した上で準備しております。

なお、修学旅行等につきましては、目的地等が感染拡大に伴いまして、受入れが難しい、もしくは都県を超えた移動について制限がかかった場合には、延期等の判断を逐次実施していくことと考えております。

以上でございます。

○上野委員

わかりました。よろしく申し上げます。

○二見教育長

他に御質問はございますか。

平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

コロナ感染した児童、生徒についてでございますが、ほとんど無症状で元気ということですので、この間の自宅での学習については、どのようになっていたのでしょうか。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

説明させていただきます。これまでですと、各家庭の方でコロナ等で自宅待機を余儀なくされた児童、生徒につきましては、担任の方が課題を個別に与えたりという形で対応していたのですが、今後につきましては、GIGAスクール構想に伴ってタブレットも整備されましたので、オンライン授業ですとか、あるいは授業の動画配信といった形を検討していきたいと考えております。

○二見教育長

他に御質問等はございますか。

質問がございませんので、「新型コロナウイルスへの対応について」を終了します。

◎7 その他 成人式について

○二見教育長

次に、「成人式について」担当から説明いたします。

生涯学習部次長。

○菊島生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長

それでは、令和4年度に実施いたします成人式の対象年齢等に関する検討の経過につきまして御説明いたします。

平成30年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる等を内容とする改正が成立したところでございます。これを受けまして、本市の成人式は、何歳を対象年齢としていくかということについて検討をしてございます。法律の施行開始は令和4年4月1日でございます。

検討にあたりましては、令和元年度から、社会教育委員の皆様にご意見を伺うことがこれまでに3回、また、関係する本市各部の部次長、課長級で構成する、生涯学習推進会議の中でも1回検討を行っております。

それから、令和2年1月に実施しました令和元年度の成人式におきましては、新成人にアンケートを行わせていただいております。

また、社会教育委員からの御提案で、令和2年度の段階で在学中の高校生の第1学年、第2学年、第3学年の方が対象の年齢層であるため、アンケートを実施してはどうかと意見もいただきました。そのため、県立朝霞高校、朝霞西高校に御協力いただきまして、アンケートを実施いたしました。

アンケートの結果でございますが、令和元年度の成人式の参加者、また、現役の高校生の皆さんの中では、およそ90%以上の皆さんが、成年年齢が引き下がっても、これまでどおり20歳での式典を行うことを望んでおりました。

後日、このことを社会教育委員会会議の中で委員の皆様にご報告しましたところ、委員の皆様も全員一致でこれまでどおり、20歳の開催でよろしいのではないかという意見をいただいたところでございます。

したがって、本日の定例会の後、来週28日に開催されます朝霞市総合教育会議の中で、令和4年の成人式の方向性について御審議をいただきたく存じます。

○二見教育長

ただいまの件につきまして、御質問等はございますか。

質問がございませんので、「成人式について」を終了します。

◎7 その他

○二見教育長

ほかに、その他として事務局又は委員の皆様から何かございますか。

ないようですので、その他を終了します。

この際、暫時休憩といたします。

これから会議を非公開といたします。

関係説明員以外の方の退席を求めます。また、傍聴されている方の退席も求めます。

(暫時休憩)

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により非公開】

◎5 教育長の報告 ⑤いじめに関する調査結果について

⑭市内小・中学校における感染症の発生について

◎8 閉会宣言

○二見教育長

ここで、会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これをもちまして、令和3年第4回朝霞市教育委員会定例会を終わります。

本日はお疲れ様でした。